

国立大学法人東京学芸大学PD 推進本部要項の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 <u>若干名</u></p> <p>(2) 学系長</p> <p>(3) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(4) 事務局長</p> <p>(5) 学務部長</p> <p>(6) 総務部長</p> <p>(7) 附属学校運営部長</p> <p>2 推進本部に本部長及び<u>副本部長複数名を置き</u>、本部長は学長が指名し、副本部長は本部長が指名する。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年4月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 <u>2名</u></p> <p>(2) 学系長</p> <p>(3) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(4) 事務局長</p> <p>(5) 学務部長</p> <p>(6) 総務部長</p> <p>(7) 附属学校運営部長</p> <p>2 推進本部に本部長及び<u>副本部長を置き</u>、本部長は学長が指名し、副本部長は本部長が指名する。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>。</p> <p>[省略]</p>